

7月14日名古屋高等裁判所、生活保護基準引き下げの取り消しを求める裁判満席の傍聴席の中で結審。報告集会、盛り上がる。11月30日判決確定。



7月14日名古屋高等裁判所の生活保護引き下げの取り消しを求める裁判が結審しました。この日、早朝裁判所前、昼は県庁前での宣伝。1時30分からは横断幕を前に持ち、裁判所に向かって進みます。

開廷後、行政側の最終陳述が述べられました。「この行政側の最終陳述の要旨の内容は酷いですね。想像以上に酷い。デフレ調整の目的をすり替えた「デフレ調整実施理由説明偽装」が色濃く出ています。また、最後の方は「物価偽装があったとしても裁量権の範囲内」と言っている感じです。2013年生活扶助基準改定、いのちのとりで裁判の経緯をある程度理解している人がこの文書を読めば、行政側の主張の酷さが感知できると思います。ユーチューブ白井チャンネルの動画で、この文書の酷さをじっくり説明しようと思います」と白井康彦氏は指摘する。

その後、原告から控訴審意見陳述。「ホームレスから生活保護利用者になった。当初布団、炊飯器、食器など何もないところからスタート。『家具什器費』があることの説明もなく、最初の2・3か月は

布団もなしで寝ていた。ホームレスのころと比べたら確実に飯が食えることに感謝していた。1日2回の食事がとれていたが、引き下げ後は1日1食に。お風呂は、夏でもシャワーで週1回、冬は月に2回程度。当初は、『税金で生かされているのだから、減額も受け入れなければいけない。減額によって、一般国民に減額分が還元されるなら仕方ない』と考えようとした。この裁判の中で、『物価偽装』の事実を知った。北海学園大学の鈴木雄大教授は「厚労省が生活保護基準を引き下げるために用いた生活扶助相当PCIのおかしさ、下落率が統計学的にあり得ない数値であることも明らかにされた」。それなのに、当時の厚生労働省の役人の西尾証人は、「計算ミスはなかった。計算しなおすこともしなかった」と証。、そのほか、『はい』『いいえ』で答えられる質問さえはぐらかし、『判断過程に関わる』と逃げるばかり。『厚労省の役人はただの計算機』だということに憤りを感じる。裁判所の裁判官には、『物価偽装』の問題点を適正に認定していただくとともに、生きている私たち原告一人ひとりの実際の問題点を適正に認定していただくとともに、生きている私たち原告一人ひとりの実際の生活をきちんと見ていただき、『机上の計算機』ではない、血の通った判決を出していただくよう、切に求めます」と陳述。

引き続き、控訴人本人の意見陳述、尾藤廣喜弁護士、内河恵一弁護士団長の代理人による意見陳述はいずれも説得力のある、胸を打つものでした。

終了後の報告集会は大いに盛り上がりを見せ、運動を強め、勝利判決を実現することが確認されました。

ご支援ありがとうございます。引き続き、よろしくお願いします。

傍聴参加者のみなさん、支援者のみなさんに森弘典弁護士からのメッセージ

1 お礼

昨日、法廷、報告集会にお越しくくださったみなさま 誠にありがとうございました。ほぼ満席だったと思います。期日終了後の報告集会も盛り上がりましたね。ありがとうございました。

2 ご報告

おかげさまで、愛知の控訴審の審理は充実した内容で終結しました。最高峰の論理を展開し、最高峰の弁論、尋問ができたと思っています。

公務員の証人尋問に至るまでの手続（承認）、同尋問での証言拒絶とその対応、判断過程統制をめぐる論理展開などこれまで経験、検討、議論したことがない数々の経験等をさせていただきました。

判決期日は、2023年11月30日(木)午後3時と指定されました。

控訴人本人の意見陳述、尾藤廣喜弁護士、内河恵一弁護士団長の代理人による意見陳述は、いずれも心に突き刺さり、私の涙腺、鼻腺・歪細胞（というものがあるらしい）を破壊しました。マスクをしていて無様な状態がバレなくてよかったです(^^)

他方、対照的だったのが被控訴人の要旨陳述で、公平に見ても、淡々としており、人間味、人権保障の観点は微塵もありませんでした。「生活扶助相当 CPI」さえ、「社会扶助相当 CPI」と言い間違えた(?)のは、内容を分かっているのかと疑わざるを得ない気持ちになりました。ただ、慌てていて、み

なさまにお送りしたのが、今年の7月7日付けの被控訴人意見陳述要旨でした。被控訴人の意見陳述を聞いていて内容が全く違うのでアドリブかと思ったのですが、同じ日付ですが、1年前の意見陳述要旨をみなさまにお送りしていました。恥ずかしながら、後で記者に指摘されて分かりました。不手際があって誠に申し訳ありません。改めて令和5年7月7日付けの被控訴人の意見陳述要旨を添付します。

3 (略)

4 今後の展望

反省を踏まえて、改めて原告(控訴人)のみなさま、支援者のみなさま、全国弁護団のみなさま、愛知弁護団のみなさんととの結集を大切に、引き続き、原告(控訴人)のみなさま、生活保護利用者のみなさま、そして、市民のみなさまの健康で文化的な生活が保障されるまで、力を尽くすことを誓います。

法廷内でも、法廷外でも、最後の最後まで死力を尽くしたいと思います。

引き続き、どうぞよろしくお願ひします。

森 弘典 Hironori Mori

=====

愛知連絡会 樽松佐一氏から

愛知控訴審は昨日で結審しました。原告の切実な思いを中日新聞が紹介してくれました。

傍聴席もほぼいっぱいになることができ、報告集会も全国からの弁護団、さまざまな支援者で活気あふれる集会になりました。

最終日は国が昨年来の主張を再度陳述したのち、尾藤先生が生活保護法を定めた趣旨、厚生省(当時)の対応を説明し「物価偽装」がいかに許されないかを語りました。

今年 85 才になる内河団長は自らの生活保護利用体験を語り裁判長に生活保護の大切さを、実感を持って語られました。

判決は 11 月 30 日(木)15 時となりました。

7.14 名古屋控訴審 結審
全国のたたかいを結集して 必ず勝訴しよう!

全国最初の不当判決から3年
 愛知控訴審の行った生活保護費最大10%引き下げに
 全国29地裁1000人超の市民団体が立ち上がり、ついに
 のちのついでに裁判、その最初の名古屋判決は救済制度
 九出しの最悪判決となった。その後も大阪以外ではこ
 べ判決が相次いだ。私たちは厚生省による「物価
 偽装」を糾してきた。厚生省は「算定期間」との間で一度
 だけ物価が上がった。8年を過ぎたに足特特な計算式
 を利用して下書きを全額にした。

昨年からの10勝2敗
 2019年の地裁で全国の家庭がテレビを買った。機
 が、厚生省生活扶助部(91)は「物価」では生活保護費
 が2000年にも引上げられたこととして物価下書きを出
 している。転機となったのは昨年5月の熊本地裁判決。地
 裁は算定期間、計算式、さらに年代別の「ゆがみ」調整も違法
 とした。以来この1年間に12地裁で10勝、なかでも9地裁
 が物価偽装=ダブル調整を違法とした。

問われる裁判所の中立性 **全国の力を結集して名古屋高裁勝利を**
 4月の大阪高裁は原告側だけに「確立した専門的知見との矛盾がある場合」と新たな追加責任
 を課した。大阪高等法院は「生活保護利用者の苦境を正しく認識し、公平な判決は、
 ナショナルミニマムとしての生活保護基準の意義を軽視するもの。評価せざるを得ない。」と公共声
 明を発表。司法の独立性が問われている。

最終版 みなさんの支援をお願いします。
 7月14日(金)8時-裁判所前集結、12時-裁判所前集結、14時-裁判、16時-報告集会

生活保護基準引き下げ反対愛知連絡会
 名古屋事務所(以下)〒460-0001 愛知社務所内 Email: yoshiyoshi@frees.jp

生活保護費訴訟 「血通った判決を」
 名古屋、原告陳述し結審
 二〇一三〜一五年の生活保護費の基準引き下げは生存権を保障する憲法二五条や生活保護法に違反するとして、愛知県内の受給者十三人が国と居住自治体に減額処分を取り消しなどを求めた訴訟の控訴審の口頭弁論が十四日、名古屋高裁であった。原告と被告の双方が意見陳述し、結審した。判決は十一月二十日。

意見陳述で、原告の男性(金)は「引き下げ後、食事は一日一食になった。血の通った判決を出してほしい」と訴えた。弁護団の代理人弁護士は、厚生労働省が独自のデータや計算式で恣意的に引き下げ幅を大きくしたとして、「(健康で文化的な生活を保障する生存権に基づき)生活保護法の定めを自ら無視し、市民から付与された権限を曲げて運用した」と主張した。

国側は、引き下げは受給者と一般国民との不均衡を是正するためだったと主張。「判断の過程に誤りや欠落はなく、裁量権の範囲の逸脱はなかった」と述べ、控訴棄却を求めた。

同様の訴訟は二十九都道府県で起こされ、最初の司法判断となった二〇年六月の名古屋地裁判決は、引き下げの判断に「過誤、欠落があったとはいえない」と請求を棄却。しかしそれ以降は十一地裁で原告側が勝訴し、判断は二分している。初の二審判決となった今年四月の大阪高裁判決は、原告の逆転敗訴だった。

福祉保育労 藤原佳子氏から

皆さま

森先生、樽松さん、白井さんからのメールにあったとおり、昨日は結審で、参加された皆さま、お疲れ様でした。いろんな方が参加してくれましたし、さくらぼの会の皆さんがとても大勢来てくれて、法廷がいっぱいになりました。さくらぼの仲間の方は、狭い部屋に閉じ込められるのが苦痛な方もいて、裁判中、外で待っていていたとか・・・、それでも支援に駆けつけてくれたのがとても貴重だなと思いました。本当にこの裁判は、いろいろな皆さんの思いが寄せ集まっていると感じました。

裁判では、澤村さんの陳述がすごく胸に響きました。食事を減らしてきた実態の話はもちろんのこと、最後に「生きている私たち原告一人ひとりの実際の生活をきちんと見ていただき、机上の計算機ではなく血の通った判決を出していただきように、切に求めます！」との結びは言葉に言霊が乗っていて本当にすごかったです。

久野先生が、報告集会で、「先回の裁判の後の報告集会の時に澤村さんが言っていた『こんないい加減な計算でいい加減に、自分らの命と生活が決められていたかと思うと悔しくて腹が立って・・・』という声を受けて「何のための生活保護なんだ」「何のための裁判なんだ」ということを伝える裁判にしなければ（ちょっと違う言葉だったかもですが）と思って、澤村さんと打ち合わせをしてきたことを聞いてなお胸がいっぱいになりました。

もう、ほんと、原告の勇気、素晴らしい弁護団をすごく感じました。

署名は、南区生健会が本当にたくさん（700筆超え）持ってきてくれて、昨日は804筆提出し、今までの提出の合計は7,104筆となりました。

8月から、全国の皆さんと呼応して、毎月25日に「25条宣伝」をとりくみます、ね。朝8時～裁判所前。昼12時～栄交差点。原告や弁護士の皆さんとともに、市民としてこの宣伝を頑張りましょう！

福保労 藤原佳子



